

# 亀岡市農地利用最適化推進委員募集要項

## 1 募集する区域及び募集人員

ブロック	区 域	募集人員
第1	亀岡地区（2人）、篠町（2人）、保津町（1人）	5人
第2	東別院町（1人）、西別院町（1人）、 曾我部町（4人）	6人
第3	本梅町（2人）、畑野町（1人）、宮前町（2人）、 東本梅町（1人）	6人
第4	吉川町（1人）、蕨田野町（2人）、大井町（1人）、 千代川町（2人）	6人
第5	馬路町（2人）、旭町（1人）、千歳町（2人）、 河原林町（1人）	6人
	合 計	29人

## 2 任用期間

令和8年7月20日 から 令和11年7月19日まで （3年間）

## 3 身分

亀岡市の特別職の非常勤職員

## 4 業務の内容

担当する地域に関する下記の実践活動を行います。

- (1) 総会審議に関連した現地調査
- (2) 農地の利用状況調査など農地の現地確認と農家相談・農地利用意向把握
- (3) 地域計画のブラッシュアップに関する業務
- (4) 耕作放棄地の発生防止・解消の推進に関する業務（随時）
- (5) 農地の適正利用の確保に向けた現地活動
- (6) 担い手への農地の集積・集約化の調整及び推進（随時）
- (7) 農家からの相談対応及び農業委員等と連携した活動
- (8) その他、農業委員会が行う業務

※委員は活動内容を日々記録し、月毎に農業委員会事務局へ提出する必要があります。

## 5 報酬

年額 197,000円

## 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農業委員と連携して農地利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、推薦又は応募の日において次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 推薦又は応募の日において18歳未満の者

## 7 推薦する者の資格

- (1) 推薦する者が個人の場合、次に該当する者
  - ① 推薦の日において18歳以上であること
- (2) 推薦する者が法人又は団体の場合、次に該当する者
  - ① 個人の場合の条件を満たす者3人以上で構成された団体であること。ただし、団体の所在、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

## 8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要事項を添えて、郵送又は持参により亀岡市農業委員会事務局へご提出ください。

なお、所定の様式は亀岡市農業委員会事務局窓口にも備え付けているほか、亀岡市ホームページからもダウンロードできます。

### (1) 推薦及び募集の様式

区 分	様 式
個人による推薦	別記様式第1号：推薦書（個人用）
法人又は団体による推薦	別記様式第2号：推薦書（法人等用）
応募	別記様式第3号：応募書

### (2) 推薦及び募集の受付期間

令和8年3月10日（火）から4月10日（金）まで。

ただし、推薦を受けた者及び応募した者が募集人員に満たない場合、受付期間を4月30日（木）まで延長します。

※最終日の午後5時15分必着

### (3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ② 推薦する者が法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の定款又は規約等の写し。

## 9 委嘱

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、推薦を受けた者及び応募した者の中から、亀岡市農業委員会の推進委員評価委員会において候補者を選考し、農業委員会総会において決定のうえ委嘱します。なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

また、選考の結果は5月下旬に亀岡市農業委員会事務局窓口、ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

## 1 0 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、亀岡市農業委員会事務局窓口及び亀岡市ホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、区域ごとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が農業委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数
- (7) 応募した者の数

## 1 1 その他の推薦及び応募に関すること

- (1) 複数地区への推薦及び応募  
推進委員は、同時に複数の区域へ推薦又は応募することができますが、選考の過程においていずれか1つの区域を指定して委嘱します。
- (2) 農業委員と重複する推薦及び応募  
農業委員と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることはできません。重複して推薦又は応募した場合、先に農業委員の候補者の選考を実施し、この選考に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができます。

## 1 2 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒621-8501  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市農業委員会事務局（市役所3階）  
TEL：0771-25-5059